

第5部 債権各論

5. 贈与

■ 100-1 贈与契約

【贈与】ある人がある人に無償で財産を与える片務・無償・諾成契約（549条）。

* 書面によらない口約束だけの贈与契約は、原則として、履行の終了する前であれば、どちらかでも自由に撤回できる。（550条）

判例 <履行の終了>

不動産の引渡（簡易引渡・占有改定も含む）は済んでいるが、所有権の移転登記は済んでいない場合。あるいは逆に所有権の移転登記は済んでいるが不動産の引渡が済んでない場合。これらの場合は両者とも「履行の終了」に当たる。従って、贈与者（またはその相続人）の撤回権は否定される（大判明治43年10月10日）。

■ 101-1 贈与者の義務

贈与者には原則として担保責任が無い＝贈与者は、相手方に財産を与える義務はあるが、贈与物や贈与する権利の瑕疵や不存在について責任を負う必要はない。ただし、瑕疵や不存在を知りながら受贈者に言わなかったときにはその責任を負わねばならない（551条1項）。

【担保責任】有償契約等において、給付した目的物または権利に欠陥がある場合に、当事者間の公平を図る目的で、契約の一方当事者が負担する損害賠償その他の責任。

贈与契約の2大特徴 { ①担保責任がない
②自由に撤回できる ←贈与契約の無償性

■ 102-1 特殊な贈与

特殊な贈与 { ①定期贈与＝定期の給付を目的とする贈与
②負担付贈与＝贈与契約の一部として受贈者に一定の給付義務を負担させる贈与
③死因贈与＝贈与者の志望によって効力が生じる贈与

①定期贈与＝リンダに毎月20日に10万円あげよう

②負担付贈与＝リンダに飯地の土地をあげるけど、半分は僕に使わせてほしい

③死因贈与＝僕が死んだらリンダに飯地の土地をあげよう

* 負担付贈与は無償・片務契約だが、その性質に反しない限り双務契約に関する規定が適用される（553条）。

* 死因贈与は、その性質に反しない限り遺贈に関する規定が準用される（554条）。

平成 25 年度 問 1

次の記述のうち、民法の条文に規定されているものはどれか。

- 1 意思表示に法律行為の要素の錯誤があった場合は、表意者は、その意思表示を取り消すことができる旨（錯誤の無効）
- 2 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵(かし)又は不存在を知りながら受贈者に告げなかった場合は、その物又は権利の瑕疵(かし)又は不存在の責任を負う旨（贈与物の瑕疵や不存在の贈与者の責任）
- 3 売買契約の目的物に隠れた瑕疵(かし)がある場合には、買主は、その程度に応じて代金の減額を請求することができる旨（売り主の瑕疵担保責任）
- 4 多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的とするものを約款と定義する旨（約款の定義）

解説

- 1 × 錯誤は無効である。取消できるではない。
- 2 その通り。贈与物または権利の瑕疵（欠陥）や不存在について、贈与者は責任がない。でも、瑕疵や不存在を知りながら受贈者に言わなかった（悪意）場合には責任を負う。
- 3 × 売買契約の目的物に瑕疵がある場合、買主が売主に請求できるのは契約解除と損害賠償請求の2つだけ。代金減額請求権なんかない。
- 4 × 約款は条文上規定はない。
【参考】約款に法的拘束力を認める根拠としては、約款を個別契約の内容とする当事者の合意に求める「契約説」などがある。